

入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年（2026年）6月12日

下関市長 前田晋太郎

記

1. 業 務 名 小・中学校遊具等点検業務
2. 業 務 内 容 仕様書（別紙1）のとおり
3. 委 託 期 間 契約締結日から令和8年（2026年）10月30日まで
4. 入 札 条 件
 - （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - （2）この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - （3）令和8年度下関市の物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録された者で、下関市内に本店を有すること。
 - （4）遊具の点検について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、一般社団法人日本公園施設業協会の認定する公園施設点検管理士が監修のもと、一般社団法人日本公園施設業協会の認定する公園施設点検技士、一般社団法人全国こども支援協議会の認定する遊具点検士、又は一般社団法人日本子ども学育協会の認定する遊具施設診断士のいずれかの資格を有する専門技術者が実施できること。
 - （5）遊具の点検に併せて、一般社団法人日本公園施設業協会の認定する公園施

設製品整備技士が軽微な補修（注油・締め直し、ボルト・ナット及び消耗品の交換等）を実施できること。

5. 申請方法等

(1) 提出書類

- ・入札参加資格確認申請書（別紙6）
- ・過去2年間の間に国または地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結している業者においては、そのことを証明する書類（契約書等）の写し。契約を1回のみ締結している場合は1回分を、契約を2回以上締結している場合は2回分を提出するものとする。
- ・当該業務を実施する公園施設点検管理士の資格を証明する書類の写し。
- ・当該業務を実施する公園施設点検技士、遊具点検士、又は遊具施設診断士のいずれかの資格を証明する書類の写し。
- ・当該業務を実施する公園施設製品整備技士の資格を証明する書類の写し。

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

令和8年（2026年）6月22日（月）17時00分まで（必着）

(4) 提出先

〒751-0830 下関市幡生新町1番1号

下関市教育センター2階 下関市教育委員会 教育部 学校支援課

6. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は別途通知する。通知を受けた者は、入札参加資格がある者とする。

7. 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問は質問書（別紙9）でファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は令和8年（2026年）6月19日（金）正午までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問者のみに回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市教育委員会教育部学校支援課経理係
(ファクシミリ番号 083-222-8338)

8. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年(2026年)6月30日(火)10時00分
- (2) 入札場所 下関市教育センター3階 小研修室2
- (3) 入札方法 郵便による入札は認めない

9. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

10. その他

- (1) 入札は、入札書(別紙7)及び委任状(別紙8)を使用すること。
- (2) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び、関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札者が明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (5) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載が無い入札書によりなされた入札書は無効とする。
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札は無効とする。
- (7) 代理人でその資格がない者の行った入札又は1人で2人以上の代理として行った入札は無効とする。
- (8) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するものが行った入札は無効とする。
- (9) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (10) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (11) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (12) 入札参加資格確認申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (13) 入札会場への入場は、1名までとする。

- (14) 本業務において得た入札参加資格は、本告示に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
- (15) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。